

令和2年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

(回答)

令和2年10月28日

佐賀市

## 1 稼げる農業の確立について

本市の農業は、米、麦、大豆による二毛作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われ、全国有数の高い耕地利用率を誇っている。

一方、米価等の価格低迷や交付金の廃止、近年の異常気象による品質低下及び収量減、高額な農業機械の更新費用等に加え、農薬などの農業生産資材の購入費が経常的に発生し、依然として農家の経営は厳しい状況にある。市内の農家からは、「農家が安定した生活をできるような農業施策を講じていただきたい。」「大規模な区画の農地整備及び農業機械のさらなる大型化に向けた施策を実施していただきたい。」「より収益を高めるための栽培技術の研究や新品種の導入を行ってほしい。」などの意見が寄せられている。このため、今後も本市農業の基幹である水田農業を守り続けるために、栽培技術の研究や新たな品種の導入、米作りへの支援などが必要である。

また、本市の園芸作物については、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより生産面積が減少しているため、農地の高度利用を促進し、収量及び品質の向上に向けた新たな取組みを行い、農業生産額の向上に繋がる施策を推進していただくとともに、今後の農業分野で期待が高まっているスマート農業を推進し、農作業の省力化及び負担軽減を図っていくことも大切である。

近年、道の駅や農産物直売所が全国各地に設置され、これに伴い、本市内においても6次産業化に興味を持つ農家が増加している。加えて、市内の農家からは、市産農産物の加工・販売等を行う商工業者との連携が求められている。

全国食味ランキングにおいて「特A」に連続して選ばれている米の「さがびより」や「夢しずく」をはじめ、本市では高品質な農産物が多数生産されている。このため、各農家からは、市産農産物の食味や安全性などの強みを活かしたさらなるブランドイメージの向上及び新たな農産物のブランド化、さらには販路拡大を求める意見が寄せられている。

以上のことから、稼げる農業の確立に向けて次の施策の検討等をお願いする。

**(1) 県農業改良普及センターやＪＡ等と連携して、米・麦・大豆の収量増  
加及び品質向上に向けた栽培技術の研究並びに新品種導入の検討**

**【回答】**

本市は、県の農業技術改良普及センターにある、ＪＡ、県、市、農業共済組合の農業指導者や技術者などで組織する連絡協議会に属しています。

この連絡協議会では、県の試験圃場で行った米・麦・大豆を中心とした栽培技術や品種導入のための生育などの試験結果の説明や報告が行われています。

最近では、麦の品種導入の検討として生育試験を行っている、うどんなどの麺に適した「チクゴイズミ」、フランスパンに適した「さちかおり」、パンに適した「はる風ふわり」の試験結果の説明や報告などが行われています。

また、作物部会では、米・麦・大豆の生育概況の報告、栽培管理技術及び、病害虫の情報や対処法などの情報提供も行われているところです。

このような連絡協議会からの情報は、ＪＡを中心に生産現場に届けられ、収量の増加や品質の向上につながっています。本市も連絡協議会の構成組織と連携を図りながら、収量の増加や品質向上に努めていきます。

**(2) 「米の直接支払交付金」に代わる新たな交付金創設の国・県への要望**

**【回答】**

現在、主食用米につきましては、需給調整の観点から全国的に飼料用米や高収益作物などへの転換が求められています。このような中、主食用米に対する交付金の創設は現実的に難しいものと考えています。

本市としましては、ＪＡや県、市など地域の農業関係者で組織する農業再生協議会の一員として、米の需給見通しに基づき算出された市内の「生産のめやす」を基に、各地区等の「生産のめやす」を示し、主食用米の需

給調整を行っています。

主食用米の需給調整を行うことで、米価の安定を図り、農家の安定した収入につなげていきたいと考えています。

### **(3) 園芸作物の生産規模の維持・拡大に向けて、収量及び品質の向上や省力化を図るための機械・装置の導入に対する支援の強化**

#### **【回答】**

園芸農業の推進に関しては、佐賀県が掲げる「さが園芸生産888億円推進運動」に、生産者を中心として、県やJA等関係機関と一丸となって取り組んでおり、農業施設や機械の導入に関しても、国や県の補助事業を利用しながら支援していきます。

### **(4) 先進技術による農作業の効率化・省力化を図るためのドローンなどの機械・装置の導入への支援**

#### **【回答】**

ドローンを始め、農業機械の自動操舵システムや園芸施設の高度環境制御システム等、先端技術導入を助成の対象とした補助メニューがありますので、国庫補助などを利用しながら支援していきます。

### **(5) 農産物の付加価値を高める6次産業化の取組み及び市産農産物を活用した加工品の製造等を行う商工業者と農家との連携の推進**

#### **【回答】**

農家の所得向上や雇用拡大、地域活性化を図る施策の一つとして、農家が生産から加工、販売まで行う「6次産業化」及び農業者と商工業者がそれぞれの経営資源を持ち寄り、新たな商品、サービスを開発する「農商工連携」を推進していきます。

「6次産業化」及び「農商工連携」に取り組む農家への支援として、商工業者等から収集した情報をもとに、専門職員が相談内容に即して事業者

間のマッチングや農家が加工品の開発、改良に取り組む際の経費の補助、市が優れた6次産品を認定し全国に情報を発信する『いいモノさがし』認定制度を推進し、農業の多角化による所得の向上を図っていきます。

## **(6) 市産農産物のブランドイメージのさらなる向上及び新たな農産物のブランド化を図り、販路拡大に向けた取組みの強化**

### **【回答】**

本市の平坦地域や中山間地域では、地域の特性を生かして多様な農産物等が生産されており、特産農産物として全国に誇れる品目や品種が多数あります。その中でも、独自に定めた栽培方法や、品質基準を満たす高品質な農産物、加工品を、本市を代表する「地域ブランド」として消費者に認知されるよう取り組んでいきます。

具体的には、生産者とともに関東や福岡など都市部で開催される商談会やフェア等への出展を通して、特産農産物等売り込む販路拡大の支援や、生産者が取り組む直売やインターネット販売など新たなチャンネルでの販売の取組に対する支援、市のホームページや各種メディア等を活用した特産農産物等の情報発信などに取り組み、佐賀市産全体のブランドイメージの向上と定着を図っていきます。

## **2 担い手の育成と確保について**

現在、本市では、担い手の育成・確保に向けて「経営発展に必要な農業機械の導入に対する支援」や「集落営農組織の法人化の推進」、「認定農業者・認定新規就農者等への支援」など、様々な施策が講じられている。

こうした中、市内の農家からは、「高齢化・少子化に伴い、農業者の数が年々減少しており、数年後は、半数以下になると思われるため、早急に対応策を考えるべきである。」、「導入後10年以上経過したものなどの一定要件を設けたうえで、営農継続に必要な農業機械の更新に対する支援策を構築してほしい。」などの意見が寄せられている。

また、一部の集落営農組織は構成員の多くが高齢化し、将来への展望が描けずに法人化への一步を踏み出せていない現状を踏まえ、組織からは、「市は、法人化の推進に限らず、共同作業の推進など、組織の実態に沿った推進も検討されてはどうか。」、このほか、一部の小規模農家からは、「営農意欲はあるが、認定農業者の所得要件などを満たせないために、認定農業者の新規認定や更新ができず、農業経営の継続が困難になっている。」との意見もある。

加えて、離農などにより耕作者がいなくなった農地を認定農業者等だけでは担うことができないため、そのような農地を高齢者農家や兼業農家などの小規模農家が担っている実態がある。

以上のことから、次の施策の構築等をお願いする。

#### **(1) 担い手が行う経営の発展に必要な農業機械の更新への支援策の構築**

##### **【回答】**

農業機械や施設・設備の買い替えは大変な出費となりますが、既存の機械等の代替として、同種、同規模または同効用のものを再度整備する、いわゆる単純更新についての支援はできません。

補助事業では、導入する機械等が農業経営の改善や発展を図る上で必要なもので、経営体の成果目標に直結するなど、事業要件を満たすものについて、支援を行っていきたいと考えています。

#### **(2) 法人化に踏み出せない集落営農組織の実態に沿った推進策の検討**

##### **【回答】**

地域農業を守り、安定的な農業経営を行っていくために重要なことは、それぞれの組織や構成員が徹底した話し合いを行い、地域内の担い手確保や農地の集積・集約を図っていくことであり、法人化は、それらを円滑に進めていくための手段のひとつであります。従いまして、法人化も含めて、組織内での話し合いや専門家を招いての勉強会、先進事例の調査・研究に要する経費について支援していきます。

### (3) 認定農業者の所得要件の緩和の検討

#### 【回答】

ご存じのとおり、効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、重点的に支援する者として認定農業者制度があり、その認定要件については市町村基本構想で定められた目標値と整合させることとなっています。

現在、本市が定める基本構想には、農業が職業のひとつとして選択しうる魅力とやりがいとなるために、農業を主業とする農業経営者の年間農業所得は400万円程度を水準としており、前述の目標に向けた取組を行う者を重点的に支援しているところです。

認定農業者の認定する際の所得要件については、本市の基本構想改定時に検討していきたいと考えています。

### (4) 小規模農家への支援策の検討

#### 【回答】

単体の小規模農家による農業経営は、農機具等の所有や更新する上で生産効率が低く、将来を見越した安定的な経営が見込みにくいことから、集落営農組織や農業法人の設立、また、共同での機械所有等ができるような組織の設立に係る支援などを進めていきます。

## 3 生産基盤づくりについて

市内の優良農地の確保・保全及び遊休農地の発生防止・解消については、計画的な土地利用を推進するとともに、今後も引き続き、佐賀市と本農業委員会が一体となって取り組んでいくことが大切である。

こうした中、市内の一部地区において、農産物の生産性や農作業の効率をあげるため、ほ場整備事業が行われているが、当該地区の農家からは、事業進捗の遅れを危惧されている。

また、市内の多くの農地は、ほ場整備後30年以上が経過し、暗渠排水設備や農業用水路が老朽化しているため、各土地改良区において改修工事等がなされているが、事業予算の関係などから、農家の要望に応じた事業計画が立てられていない状況である。加えて、これらの事業実施に伴う受益者負担が、農家の経営を圧迫する一因となっている。このほか、ほ場整備地区外にある小規模水路に関しては、改修や改良を要する水路が多数存在し、その対応に農家は苦慮している実情がある。

一方、市内全域においてカラスやカモなどによる農作物への被害が発生し、中山間地域では、イノシシなどによる農作物及びハウス等への被害が発生している。

こうした有害鳥獣による農作物等への被害は、農業所得の減少、さらには営農意欲の低下を招き、遊休農地発生の一因となっている。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いする。

## **(1) 優良農地の保全及び遊休農地の発生防止・解消の取組みの強化**

### **【回答】**

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地については、今後も、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、良好な状態で維持・保全、かつ有効利用を図っていきます。

また、遊休農地の発生防止・解消については、本市で農地中間管理機構への農地の「貸付け」や「借り受け」の窓口を設置し、農業委員会と連携しながら「出し手」と「受け手」のマッチングなどを行っています。

農地中間管理機構を活用することで、担い手への集積や集約が図られ、農地の保全や遊休農地の発生防止につながっているところです。

今後も、農業委員会と連携して、農地中間管理機構の活用を推進していきます。



## **(2) ほ場整備事業の予定工期内完了に向けた関係機関との連携の強化**

### **【回答】**

現在、県営ほ場整備事業が3地区で実施されています。

はじめに、鍋島東地区ですが、平成24年度から令和3年度を工期として、令和元年度までの工事の進捗率は87%となっています。

次に、鍋島本村地区ですが、平成26年度から令和4年度を工期として、令和元年度までの工事の進捗率は82%となっています。

最後に、高木瀬地区ですが、平成28年度から令和5年度を工期として、令和元年度までの工事の進捗率は31%となっています。

今後も、予定工期内完了に向けて、県を始め土地改良区等の関係機関との連携強化を図っていきます。

## **(3) 老朽化した暗渠排水設備及び法面崩落等による農業用水路の改修工事に係る予算の拡充、並びに受益者負担の軽減に向けた支援**

### **【回答】**

ほ場整備後の経年による老朽化した農業用施設については、土地改良適正化事業として、各土地改良区に対して補助金を交付しております。

はじめに、農業用水路の改修については、

- ・佐賀市土地改良施設維持管理補助事業（市70%、地元30%）
- ・佐賀市土地改良施設維持管理適正化事業（国30%、県30%、市28%、地元12%）
- ・佐賀市地域農業水利施設ストックマネジメント事業（国50%、県15%、市24.5%、地元10.5%）等により支援を行っています。

次に、暗渠排水施設の改修については、佐賀市基盤整備促進事業により支援を行っています。

- ・継続（国50%、県17.5%、市17.5%、地元15%）
- ・新規（国50%、県15%、市17.5%、地元17.5%）

また、「県営経営体基盤整備事業」の暗渠排水事業により支援を行って

います。

本事業は、5事業の種類から暗渠排水事業と他の事業を複合的に2つ以上組み合わせる事により整備が可能となります。

今後も、国・県・市と各土地改良区が情報共有・連携を行いながら、農家負担が増大しないような支援を行うとともに、要望に沿った予算措置を講じていきたいと考えています。

更に、国営・県営による水路改修事業も行われています。

現在のクリーク防災事業の進捗状況ですが、

国営事業は、平成24年度から令和9年度までを工期として、整備計画延長約100kmに対し、令和元年度までの整備済延長は約40kmで、進捗率は約40%となっています。

県営事業は、平成24年度から令和11年度までを工期として、整備計画延長約335kmに対し、令和元年度までの整備済延長は約200kmで、進捗率は約60%となっています。

今後も、早期完成に向けた十分な予算の確保を国・県に要望し、更なる事業進捗に努めていきます。

また、多面的機能支払交付金（国50%、県25%、市25%）を活用して老朽化した農業用施設の補修等も可能であり、農家負担もゼロとなっていることから、本交付金での整備を推奨しているところです。

#### **（４）ほ場整備地区外の小規模水路の維持・補修のための予算の拡充**

##### **【回答】**

ほ場整備地区外の小排水路の維持・補修に対しても、地元負担が発生しない多面的機能支払交付金の活用を推進しています。

また、多面的機能支払交付金制度に取組んでいない地区については、本市の事業として、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援を行っているところです。

今後も、維持・補修のための予算確保及び拡充に努めていきます。

**(5) 有害鳥獣被害防止のため、猟友会等と連携し、罨や銃などによる捕獲・駆除対策の強化、並びに新たな被害低減・防御策の検討**

**【回答】**

有害鳥獣による被害は、高齢化が進行する中で、単に農産物への被害にとどまらず、遊休農地の拡大など幅広い影響を及ぼしています。このため、本市では、市内猟友会と連携しながら、罨や銃などによる捕獲・駆除対策の強化に取り組んでいます。

イノシシやアライグマなど獣類の捕獲・駆除については、例年4月から10月までとしていた活動期間を昨年度から通年化し、カラスやカモなど鳥類については、例年の活動期間に加え、本年度から個体数調整を目的とした銃器による駆除を冬期に実施することとしています。

また、近年、市内全域において野生鳥獣による被害が増加していることから、今年10月に庁内の関係部署で有害鳥獣対策に関する連絡会議を設置しました。この中で、他市の先進事例などを調査・研究しながら、対策に有効な施策を検討していきたいと考えています。

**4 生産者と消費者の相互理解の促進について**

消費者の食の安全・安心に対する関心が一層高まる中、近年、市内の小売店や農産物直売所などでは、生産者の顔が見える地元農産物の販売コーナーの設置が進んでいる。

こうした中、市産農産物の地元での消費拡大に向けては、今後さらに生産者と消費者の相互理解を促進するとともに、生産の場と消費の場が近接している有利性を活かし、地産地消を推進する必要がある。

また、本来、農業は最も環境と調和した産業であるが、環境に負荷をかける側面も持ち合わせていることから、農業が持続的に発展を続けるためには、環境に配慮した様々な取組みを行うことにより、農業の自然循環機能の維持・増進を図ることが重要である。このため、市内の農家からは、環境に配慮した機械や燃料効率の良い施設等の導入への支援を求める意見が寄せられている。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いする。

**(1) 安全・安心な食を求める消費者ニーズに応え、生産者と消費者が相互理解を深め、信頼関係を構築するための取組みの推進**

**【回答】**

農産物の収穫体験や街なかでの体験農園といったイベントを開催し、市民が“農”にふれあう機会をつくるとともに、軽トラック市や商業施設内でのフェアなど生産者が農産物等を直接販売する場を通じて、生産者と消費者が交流する機会を拡充していきます。

また、市民に「さがん農業サポーター」に登録してもらい、農業・農産物やイベントの情報発信をすることで、地産地消について意識醸成を図り、もって生産者の営農意欲の向上につなげていきたいと考えております。

**(2) 市内の学校給食や飲食店、旅館などでの市産農産物の利用を促進するなど、地産地消の推進の強化**

**【回答】**

学校給食における市産農産物の利用は、消費促進と子どもたちに対する地産地消の意識啓発につながります。関係者会議等を通して生産者、JA、市場、流通業者、学校等と連携し、学校給食への供給体制を整えていきます。

また、佐賀市特産物振興協議会では、市産農産物の販売促進を目的としたファーム・マイレージ運動を展開しています。この運動に協力いただく直売所を協力店として、また、市産農産物を積極的に提供される飲食店や旅館等を地産地消推進店として認定しており、これら協力店や推進店と連携して、店頭でのPRや市のホームページ、冊子、各種メディア等を活用した広報を行い、地元農産物の販売と活用の促進につながるよう取り組んでいきます。

### **(3) 環境に配慮した農業機械や燃費効率の良い農業施設の導入・整備に対する支援**

#### **【回答】**

園芸農業に関するものでは、多層被覆装置や廃熱回収装置、ヒートポンプ等の省石油型装置等を対象とした補助事業があります。そういった補助制度を利用することで、環境に配慮した農業機械や燃費効率の良い農業施設の導入・整備に対して、支援を行っていきます。

## **5 農山村の振興について**

市内の農山村地域においては、過疎化や高齢化などの進行に伴い、一部の地域では、農地の保全や営農活動の継続が困難になっている。

こうした中、特に中山間地域では、担い手不足や遊休農地、有害鳥獣被害などの課題がある一方、豊かな食・環境・観光といった資源がある。今後は、これらの資源を活かし、中山間地域のさらなる振興を図り、市内の直売所や観光農園などでの買い物等を通して消費者と生産者との交流を促進し、農山村地域の活性化をさらに高めていく必要がある。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いする。

### **(1) 中山間地域の豊かな食・環境・観光資源を活かし、中山間地域を活性化するための取組みの推進の強化**

#### **【回答】**

中山間地域の直売所は、安全で新鮮な農産物が購入できるという消費者イメージが定着し、市内外から多くの買い物客が訪れます。

本市では、直売所を核として、中山間地域の特性を活かして生産される質の高い農産物や付加価値の高い農産加工品のほか、これら農産物等を育む良好な栽培環境や風光明媚なキャンプ場、温泉といった観光の情報を市内外の来訪者に対して発信し、農業体験や観光資源を活用した滞在型の取組などを通して地域と都市部との交流を推進し、中山間地域の活性化を図

っていきます。

## **(2) 農山村地域の活性化に向けた消費者と生産者との交流の促進**

### **【回答】**

自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動だけでなく、様々な農業体験や農家民泊、直売所や加工所での買い物、農家レストランでの食事などを通して消費者と生産者を結び付ける、本市ならではのグリーンツーリズムを推進し、農山村地域の活性化を図っていきます。

市内各地域で実施される地域間交流活動が周年的・広域的に連携が図られるよう、グリーンツーリズムの実践者を対象とした研修会や意見交換会を開催し、実践者の育成と実践者間の情報共有を図っていきます。